（光ディスクによる少量新規化学物質等の確認に係る申出）

第十二条　第六条第一項第二号又は第九条第一項第二号に規定する方法による申出を行おうとする者は、様式第九又は様式第十二の申出書に記載すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十四の光ディスク提出票を提出しなければならない。

（電子情報処理組織による少量新規化学物質等の確認に係る申出）

第十三条　第六条第一項、第七条又は第九条第一項の申出を行おうとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一　［略］

二　第六条第一項、第七条又は第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項

三　第十六条第二項の規定により付与された申出者コード

［削る］

第十四条　［略］

（氏名等を明らかにする措置）

第十五条　情報通信技術利用法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第十一条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申出と併せて送信すること又は第十三条第三号に定める事項を入力することをいう。

（申出者コード）

第十六条　第十三条の規定による申出を行おうとする者は、あらかじめ申出者確認コードその他必要な事項を様式第十五により記載した書面を提出することにより厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

2　［略］

3　第一項の申出を行つた者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十六又は様式第十七によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

［新設］

（電子情報処理組織による少量新規化学物質等の確認に係る申出）

第五条　第四条第一項又は第四条の二の申出を行おうとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一　［略］

二　第四条第一項又は第四条の二の規定により申し出るべきこととされている事項

［新設］

2　前項の申出を行おうとする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一　商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

三　前号に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める電子証明書

第六条　［略］

（氏名等を明らかにする措置）

第七条　情報通信技術利用法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第四条の六第二項各号及び第五条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申出と併せて送信することをいう。

（申出者コード）

第八条　第五条第一項の規定による申出を行おうとする者は、あらかじめ申出者確認コードその他必要な事項を様式第十四により記載した書面を提出することにより厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

2　［略］

3　第一項の申出を行つた者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十五又は様式第十六によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。